

奈良市公報

第106号

令和5年10月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
9	29	25	奈良市公報号外第23号に掲載	総合政策課
9	29	26	奈良市公報号外第23号に掲載	人事課
9	29	27	奈良市公報号外第23号に掲載	保健衛生課
9	29	28	奈良市公報号外第23号に掲載	地域づくり推進課
9	29	29	奈良市公報号外第23号に掲載	地域教育課
9	29	30	奈良市公報号外第23号に掲載	消防局予防課
9	29	31	奈良市公報号外第23号に掲載	子ども政策課
9	29	32	奈良市公報号外第23号に掲載	地域教育課

規 則

月	日	番号	件名	主管
9	29	54	奈良市公報号外第23号に掲載	会計課
9	29	55	奈良市公報号外第23号に掲載	環境政策課

告 示

月	日	番号	件名	主管
9	20	421	放置自転車等の保管	環境政策課
9	21	422	令和5年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
9	26	423	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	26	424	令和5年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
9	27	425	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更	農政課
9	27	426	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	27	427	令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施）の一部改正	新型コロナウイルス ワクチン接種推進課
9	27	428	街区の区域等の変更	市民課
9	28	429	令和5年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
9	28	430	令和4年度奈良市一般会計歳入歳出決算等の要領	財政課
9	29	431	放置自転車等の処分	環境政策課
9	29	432	放置自転車等の保管	環境政策課
9	29	433	放置自転車等の保管	環境政策課

監 査				
月	日	番号	件 名	
9	29	15	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
9	22	50	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
9	28	16	奈良市公報号外第23号に掲載	企業総務課
9	28	17	奈良市公報号外第23号に掲載	企業総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
9	26	14	定例教育委員会の開催	教育政策課

告

示

奈良市告示第 421 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 9 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 9 月 13 日

3 移動対象区域

近鉄西ノ京駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 5 年 9 月 20 日揭示済）

奈良市告示第 422 号

令和 5 年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和 5 年 9 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

令和 5 年度市・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

別紙に記載

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

（令和 5 年 9 月 21 日揭示済）

奈良市告示第 423 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 9 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 5 年 3 月 28 日 奈良市指令整開 第 22A-38 号

令和 5 年 8 月 17 日 奈良市指令整開 第 22A-38-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 5 年 9 月 26 日 第 1861 号

公共施設 令和 5 年 9 月 26 日 第 936 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市朱雀六丁目 15 番 5、15 番 7 及び 15 番 8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市歌姫町 1241 番地

池田 好文

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市朱雀六丁目 15 番 5、15 番 7 及び 15 番 8 の各一部

(令和 5 年 9 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 424 号

令和 5 年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例（平成 12 年奈良市条例第 13 号）第 12 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 9 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この決定通知書の発送年月日

令和 5 年 6 月 14 日

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 5 年 9 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 425 号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更しましたので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 6 項に基づき公告し、当該変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 9 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市観光経済部農政課内

(令和 5 年 9 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 426 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 9 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 5 年 6 月 27 日 奈良市指令整開 第 23A-10 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 5 年 9 月 27 日 第 1862 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市芝辻町四丁目 3 番 3 及び 3 番 7

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目 7 番 50 号

株式会社サンディ 代表取締役 伊藤 仙治

(令和 5 年 9 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 427 号

令和 3 年奈良市告示第 233 号（新型コロナウイルス感染症予防接種の実施）の一部を次のように改正し、令和 5 年 9 月 25 日から適用する。

令和 5 年 9 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ RTU 筋注 (1 価:オミクロン株 XBB. 1. 5) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和 4 年厚生労働省令第 165 号) 附則第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第 3 条の規定による改正前の予防接種実施規則 (昭和 33 年厚生省令第 27 号) 附則 (以下「令和	初回接種(令和 4 年 12 月改正前省令附則第 7 条第 1 項の初回接種をいう。以下同じ。)	12 歳以上の者	令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		令和五年秋開始接種 (予防接種実施規則附則第 8 条第 1 項の令和五年秋開始接種をいう。以下同じ。)	12 歳以上の者	令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	

	4年12月改正前省令附則」という。)第7条第1項第2号に規定する方法)				
	コミナティ筋注5～11歳用(1価:オミクロン株XBB.1.5)(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第1号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者	令和5年9月20日から令和6年3月31日まで	
		令和五年秋開始接種	5歳以上12歳未満の者	令和5年9月20日から令和6年3月31日まで	
	ヌバキソビッド筋注(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第3号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和4年5月25日から令和6年3月31日まで	
		令和五年秋開始接種	12歳以上の者	令和5年9月20日から令和6年3月31日まで	
	コミナティ筋注6ヵ月～4歳用(1価:オミクロン株XBB.1.5)(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第4号に規定する方法)	初回接種	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	令和5年9月20日から令和6年3月31日まで	
		令和五年秋開始接種	生後6月以上5歳未満の者	令和5年9月20日から令和6年3月31日まで	
	スパイクバックス筋注(1価:オミクロン株XBB.1.5)(令和4年12月改正前省令附則第8条第1項第1号に規定する方法)	令和五年秋開始接種	6歳以上の者	令和5年9月25日から令和6年3月31日まで	

備考 既に令和五年秋開始接種を受けた者にあつては初回接種を接種することができない。

(令和5年9月27日揭示済)

奈良市告示第428号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

令和5年9月27日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

令和6年1月22日

2 街区の区域の変更

西大寺南町の一部（昭和 45 年 12 月 1 日住居表示実施）

別図 1 を別図 2 に示すとおり変更する。

別図 1 及び別図 2 省略

(令和 5 年 9 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 429 号

令和 5 年奈良市議会 9 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和 5 年度奈良市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和 5 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 5 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 5 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）

令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,864,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,767,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		千円 33,717,595	千円 320,030	千円 34,037,625
	1. 国 庫 負 担 金	21,626,512	199,000	21,825,512
	4. 国 庫 交 付 金	8,332,469	121,030	8,453,499
17. 県 支 出 金		10,596,966	△ 109,202	10,487,764
	2. 県 補 助 金	1,846,722	30,500	1,877,222
	4. 県 交 付 金	2,042,449	△ 139,702	1,902,747
19. 寄 附 金		736,440	70,000	806,440
	1. 寄 附 金	736,440	70,000	806,440
20. 繰 入 金		1,492,968	25,000	1,517,968
	2. 基 金 繰 入 金	1,364,907	25,000	1,389,907
21. 繰 越 金		194,322	1,399,103	1,593,425
	1. 繰 越 金	194,322	1,399,103	1,593,425
23. 市 債		15,215,900	159,200	15,375,100
	1. 市 債	15,215,900	159,200	15,375,100
歳 入 合 計		153,903,153	1,864,131	155,767,284

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 17,345,601	千円 180,000	千円 17,525,601
	1. 総 務 管 理 費	11,782,637	5,000	11,787,637
	2. 企 画 費	2,659,652	110,000	2,769,652
	3. 徴 税 費	1,479,556	65,000	1,544,556

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		69,701,849 ^{千円}	697,664 ^{千円}	70,399,513 ^{千円}
	1. 社会福祉費	32,996,456	178,098	33,174,554
	2. 児童福祉費	23,628,403	427,410	24,055,813
	3. 生活保護費	12,880,821	92,156	12,972,977
4. 衛生費		13,781,002	884,723	14,665,725
	1. 保健衛生費	5,864,121	742,505	6,606,626
	2. 保健所費	1,498,086	142,218	1,640,304
9. 土木費		11,271,476	28,600	11,300,076
	2. 道路橋梁費	3,689,475	3,600	3,693,075
	4. 都市計画費	5,329,845	25,000	5,354,845
11. 教育費		15,711,923	30,144	15,742,067
	1. 教育総務費	5,254,339	4,479	5,258,818
	6. 社会教育費	1,668,868	25,665	1,694,533
12. 災害復旧費		63,000	43,000	106,000
	2. 土木施設 災害復旧費	31,000	43,000	74,000
歳出合計		153,903,153	1,864,131	155,767,284

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事項	期間	限度額
環境清美工場改修工事	令和5年度から 令和8年度まで	14,000,000 ^{千円}
富雄丸山古墳出土遺物 保存処理等業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	25,000

2. 変更分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
私 立 保 育 所 施 設 整 備 費 補 助 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	千円 47,141	令和5年度から 令和6年度まで	千円 50,781
私立認定こども園施設 整 備 費 補 助 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	251,374	令和5年度から 令和6年度まで	261,812

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
文 化 振 興 施 設 整 備 事 業	千円 329,700	千円 369,700
福 祉 施 設 整 備 事 業	501,500	577,700
災 害 復 旧 事 業	42,000	85,000
計	15,215,900	15,375,100

令和5年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,331,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 越 金		千円 —	千円 11,642	千円 11,642
	1. 繰 越 金	—	11,642	11,642
歳 入 合 計		37,320,000	11,642	37,331,642

(註) 「第6款 諸収入」を「第7款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		千円 31,307	千円 11,642	千円 42,949
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	30,807	11,642	42,449
歳 出 合 計		37,320,000	11,642	37,331,642

令和5年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ516,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,116,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 越 金		千円 —	千円 516,823	千円 516,823
	1. 繰 越 金	—	516,823	516,823
歳 入 合 計		35,600,000	516,823	36,116,823

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸 支 出 金		千円 147,574	千円 516,823	千円 664,397
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	35,435	516,823	552,258
歳 出 合 計		35,600,000	516,823	36,116,823

令和5年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収	入	
第1款	病院事業収益	2,058,326千円	44,940千円	2,103,266千円
第4項	特別利益	—	44,940千円	44,940千円
		支	出	
第1款	病院事業費用	2,116,800千円	44,940千円	2,161,740千円
第4項	特別損失	700千円	44,940千円	45,640千円

(令和 5 年 9 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 430 号

令和 5 年奈良市議会 9 月定例会において認定の議決がなされた次に掲げる奈良市歳入歳出決算及び奈良市公営企業決算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和 4 年度奈良市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 4 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 4 年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 4 年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 4 年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 4 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 4 年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 4 年度奈良市病院事業会計決算
- 9 令和 4 年度奈良市水道事業会計決算
- 10 令和 4 年度奈良市下水道事業会計決算

令和 4 年度 一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市税		52,336,205,000
	1 市民税	25,270,093,000
	2 固定資産税	20,166,261,000
	3 軽自動車税	707,386,000
	4 市たばこ税	1,734,727,000
	5 入湯税	16,170,000
	6 事業所税	1,009,083,000
	7 都市計画税	3,432,485,000
2 地方譲与税		874,000,000
	1 地方揮発油譲与税	270,000,000
	2 自動車重量譲与税	540,000,000
	3 地方道路譲与税	0
	4 森林環境譲与税	64,000,000
3 利子割交付金		180,000,000
	1 利子割交付金	180,000,000
4 配当割交付金		850,000,000
	1 配当割交付金	850,000,000
5 株式等譲渡所得割交付金		900,000,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	900,000,000
6 法人事業税交付金		580,000,000
	1 法人事業税交付金	580,000,000
7 地方消費税交付金		7,700,000,000
	1 地方消費税交付金	7,700,000,000
8 ゴルフ場利用税交付金		300,000,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	300,000,000
9 自動車取得税交付金		0
	1 自動車取得税交付金	0
10 環境性能割交付金		150,000,000
	1 環境性能割交付金	150,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
53,749,259,250	52,433,832,288	93,078,470	1,222,348,492	97,627,288
25,956,185,278	25,374,053,088	42,309,837	539,822,353	103,960,088
20,643,320,748	20,081,487,563	37,749,181	524,084,004	△84,773,437
769,669,594	714,618,469	3,937,145	51,113,980	7,232,469
1,824,749,414	1,824,733,705	0	15,709	90,006,705
32,425,200	32,425,200	0	0	16,255,200
1,034,654,595	1,022,615,800	1,872,900	10,165,895	13,532,800
3,488,254,421	3,383,898,463	7,209,407	97,146,551	△48,586,537
830,365,001	830,365,001	0	0	△43,634,999
191,946,000	191,946,000	0	0	△78,054,000
574,569,000	574,569,000	0	0	34,569,000
1	1	0	0	1
63,850,000	63,850,000	0	0	△150,000
29,848,000	29,848,000	0	0	△150,152,000
29,848,000	29,848,000	0	0	△150,152,000
632,512,000	632,512,000	0	0	△217,488,000
632,512,000	632,512,000	0	0	△217,488,000
442,469,000	442,469,000	0	0	△457,531,000
442,469,000	442,469,000	0	0	△457,531,000
524,877,000	524,877,000	0	0	△55,123,000
524,877,000	524,877,000	0	0	△55,123,000
7,914,973,000	7,914,973,000	0	0	214,973,000
7,914,973,000	7,914,973,000	0	0	214,973,000
273,503,076	273,503,076	0	0	△26,496,924
273,503,076	273,503,076	0	0	△26,496,924
4,228,537	4,228,537	0	0	4,228,537
4,228,537	4,228,537	0	0	4,228,537
115,184,000	115,184,000	0	0	△34,816,000
115,184,000	115,184,000	0	0	△34,816,000

款	項	予 算 現 額
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,060,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,060,000
12 地方特例交付金		330,000,000
	1 地方特例交付金	330,000,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0
13 地方交付税		18,585,908,000
	1 地方交付税	18,585,908,000
14 交通安全対策特別交付金		50,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000,000
15 分担金及び負担金		753,947,000
	1 分担金	4,235,000
	2 負担金	749,712,000
16 使用料及び手数料		2,645,008,000
	1 使用料	1,862,636,000
	2 手数料	782,372,000
17 国庫支出金		45,803,684,000
	1 国庫負担金	21,808,002,000
	2 国庫補助金	13,622,802,000
	3 国庫委託金	146,624,000
	4 国庫交付金	10,226,256,000
18 県支出金		10,585,909,000
	1 県負担金	6,351,133,000
	2 県補助金	2,254,941,000
	3 県委託金	320,745,000
	4 県交付金	1,659,090,000
19 財産収入		679,581,000
	1 財産運用収入	256,070,000
	2 財産売払収入	423,511,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
3,015,000	3,015,000	0	0	△45,000
3,015,000	3,015,000	0	0	△45,000
318,742,000	318,742,000	0	0	△11,258,000
316,437,000	316,437,000	0	0	△13,563,000
2,305,000	2,305,000	0	0	2,305,000
19,838,032,000	19,838,032,000	0	0	1,252,124,000
19,838,032,000	19,838,032,000	0	0	1,252,124,000
38,576,000	38,576,000	0	0	△11,424,000
38,576,000	38,576,000	0	0	△11,424,000
681,675,147	655,025,137	3,564,730	23,085,280	△98,921,863
773,900	773,900	0	0	△3,461,100
680,901,247	654,251,237	3,564,730	23,085,280	△95,460,763
2,789,734,453	2,447,257,186	4,382,464	338,094,803	△197,750,814
2,091,956,281	1,756,387,066	4,365,554	331,203,661	△106,248,934
697,778,172	690,870,120	16,910	6,891,142	△91,501,880
40,678,005,863	40,678,005,863	0	0	△5,125,678,137
21,636,833,921	21,636,833,921	0	0	△171,168,079
10,500,519,671	10,500,519,671	0	0	△3,122,282,329
134,110,186	134,110,186	0	0	△12,513,814
8,406,542,085	8,406,542,085	0	0	△1,819,713,915
9,752,994,596	9,752,994,596	0	0	△832,914,404
6,266,527,188	6,266,527,188	0	0	△84,605,812
1,777,436,113	1,777,436,113	0	0	△477,504,887
192,225,331	192,225,331	0	0	△128,519,669
1,516,805,964	1,516,805,964	0	0	△142,284,036
573,051,851	466,804,637	0	106,247,214	△212,776,363
377,330,162	271,082,948	0	106,247,214	15,012,948
195,721,689	195,721,689	0	0	△227,789,311

款	項	予 算 現 額
20 寄附金		792,149,000
	1 寄附金	792,149,000
21 繰入金		4,945,980,000
	1 特別会計繰入金	4,154,000
	2 基金繰入金	4,941,826,000
22 繰越金		3,122,416,000
	1 繰越金	3,122,416,000
23 諸収入		2,673,182,000
	1 延滞金・加算金及び過料	230,000,000
	2 預金利子	304,000
	3 貸付金元利収入	617,485,000
	4 雑入	1,825,393,000
24 市債		15,506,800,000
	1 市債	15,506,800,000
歳 入 合 計		170,347,829,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
447,502,900	447,502,900	0	0	△344,646,100
447,502,900	447,502,900	0	0	△344,646,100
4,822,926,135	4,822,926,135	0	0	△123,053,865
4,153,985	4,153,985	0	0	△15
4,818,772,150	4,818,772,150	0	0	△123,053,850
3,122,415,504	3,122,415,504	0	0	△496
3,122,415,504	3,122,415,504	0	0	△496
4,196,467,550	2,706,094,419	99,708,905	1,390,664,226	32,912,419
77,954,671	77,879,171	0	75,500	△152,120,829
239,366	239,366	0	0	△64,634
293,145,250	291,178,700	0	1,966,550	△326,306,300
3,825,128,263	2,336,797,182	99,708,905	1,388,622,176	511,404,182
7,172,100,000	7,172,100,000	0	0	△8,334,700,000
7,172,100,000	7,172,100,000	0	0	△8,334,700,000
158,952,457,863	155,671,283,279	200,734,569	3,080,440,015	△14,676,545,721

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議会費		667,048,000
	1 議会費	667,048,000
2 総務費		21,133,748,000
	1 総務管理費	12,433,220,000
	2 企画費	5,866,253,000
	3 徴税費	1,450,141,000
	4 戸籍住民基本台帳費	991,628,000
	5 選挙費	301,151,000
	6 統計調査費	30,290,000
	7 監査委員費	61,065,000
3 民生費		76,424,740,000
	1 社会福祉費	39,080,830,000
	2 児童福祉費	24,200,096,000
	3 生活保護費	12,951,435,000
	4 国民年金事務費	192,379,000
4 衛生費		16,677,175,000
	1 保健衛生費	7,625,022,000
	2 保健所費	2,337,113,000
	3 清掃費	5,976,369,000
	4 上水道費	738,671,000
5 労働費		117,225,000
	1 労働諸費	117,225,000
6 農林水産業費		859,093,000
	1 農林費	859,093,000
7 商工費		1,517,134,000
	1 商工費	1,517,134,000
8 観光費		1,191,222,000
	1 観光費	1,191,222,000
9 土木費		12,784,419,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
643,496,270	0	23,551,730	23,551,730
643,496,270	0	23,551,730	23,551,730
17,849,984,631	1,404,969,000	1,878,794,369	3,283,763,369
9,712,621,959	1,376,269,000	1,344,329,041	2,720,598,041
5,709,858,658	28,700,000	127,694,342	156,394,342
1,306,053,469	0	144,087,531	144,087,531
838,999,104	0	152,628,896	152,628,896
200,094,661	0	101,056,339	101,056,339
26,671,943	0	3,618,057	3,618,057
55,684,837	0	5,380,163	5,380,163
70,970,348,077	339,617,000	5,114,774,923	5,454,391,923
36,254,380,851	105,393,000	2,721,056,149	2,826,449,149
22,219,712,187	234,224,000	1,746,159,813	1,980,383,813
12,305,743,228	0	645,691,772	645,691,772
190,511,811	0	1,867,189	1,867,189
14,793,470,428	383,235,000	1,500,469,572	1,883,704,572
6,333,264,365	332,756,000	959,001,635	1,291,757,635
2,052,649,235	0	284,463,765	284,463,765
5,693,525,253	50,479,000	232,364,747	282,843,747
714,031,575	0	24,639,425	24,639,425
104,680,070	0	12,544,930	12,544,930
104,680,070	0	12,544,930	12,544,930
604,827,502	80,484,000	173,781,498	254,265,498
604,827,502	80,484,000	173,781,498	254,265,498
1,059,575,022	74,900,000	382,658,978	457,558,978
1,059,575,022	74,900,000	382,658,978	457,558,978
986,875,990	69,306,000	135,040,010	204,346,010
986,875,990	69,306,000	135,040,010	204,346,010
9,512,122,377	1,928,606,000	1,343,690,623	3,272,296,623

款	項	予 算 現 額
	1 土木管理費	144,792,000
	2 道路橋梁費	4,512,212,000
	3 河川費	325,763,000
	4 都市計画費	5,859,905,000
	5 下水道費	1,356,654,000
	6 住宅費	585,093,000
10 消防費		4,355,227,000
	1 消防費	4,355,227,000
11 教育費		16,166,438,000
	1 教育総務費	3,054,572,000
	2 小学校費	4,238,122,000
	3 中学校費	3,021,932,000
	4 高等学校費	984,483,000
	5 幼稚園費	802,913,000
	6 社会教育費	1,416,139,000
	7 保健体育費	2,648,277,000
12 災害復旧費		64,000,000
	1 農林水産業施設災害復旧費	32,000,000
	2 土木施設災害復旧費	32,000,000
13 公債費		18,076,460,000
	1 公債費	18,076,460,000
14 諸支出金		268,905,000
	1 地元公共事業基金	249,722,000
	2 財政調整基金	5,000,000
	3 減債基金	14,183,000
15 予備費		44,995,000
	1 予備費	44,995,000
歳 出 合 計		170,347,829,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
103,632,961	19,300,000	21,859,039	41,159,039
3,449,670,832	676,011,000	386,530,168	1,062,541,168
271,172,117	10,000,000	44,590,883	54,590,883
3,822,260,193	1,204,430,000	833,214,807	2,037,644,807
1,353,713,298	0	2,940,702	2,940,702
511,672,976	18,865,000	54,555,024	73,420,024
4,042,402,521	121,700,000	191,124,479	312,824,479
4,042,402,521	121,700,000	191,124,479	312,824,479
12,007,412,591	2,804,531,000	1,354,494,409	4,159,025,409
2,723,651,217	65,874,000	265,046,783	330,920,783
2,042,422,778	1,756,526,000	439,173,222	2,195,699,222
1,658,451,482	940,853,000	422,627,518	1,363,480,518
948,038,761	2,700,000	33,744,239	36,444,239
745,126,016	0	57,786,984	57,786,984
1,288,506,789	38,578,000	89,054,211	127,632,211
2,601,215,548	0	47,061,452	47,061,452
5,955,200	0	58,044,800	58,044,800
5,955,200	0	26,044,800	26,044,800
0	0	32,000,000	32,000,000
17,960,276,136	0	116,183,864	116,183,864
17,960,276,136	0	116,183,864	116,183,864
100,929,032	0	167,975,968	167,975,968
90,720,293	0	159,001,707	159,001,707
93,272	0	4,906,728	4,906,728
10,115,467	0	4,067,533	4,067,533
0	0	44,995,000	44,995,000
0	0	44,995,000	44,995,000
150,642,355,847	7,207,348,000	12,498,125,153	19,705,473,153

歳入歳出差引残額	5,028,927,432円
うち基金繰入額	2,200,000,000円

令和4年度 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 県支出金		833,000
	1 県補助金	833,000
2 諸収入		6,667,000
	1 貸付金元利収入	0
	2 雑入	6,667,000
歳 入 合 計		7,500,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
10,320,000	10,320,000	0	0	9,487,000
10,320,000	10,320,000	0	0	9,487,000
616,936,668	6,688,505	13,764,522	596,483,641	21,505
13,764,522	0	13,764,522	0	0
603,172,146	6,688,505	0	596,483,641	21,505
627,256,668	17,008,505	13,764,522	596,483,641	9,508,505

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		7,500,000
	1 総務管理費	7,500,000
歳 出 合 計		7,500,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
7,204,000	0	296,000	296,000
7,204,000	0	296,000	296,000
7,204,000	0	296,000	296,000

歳入歳出差引残額 9,804,505円

令和 4 年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国民健康保険料		6,642,179,000
	1 国民健康保険料	6,642,179,000
2 使用料及び手数料		120,000
	1 手数料	120,000
3 県支出金		27,491,143,000
	1 県補助金	27,491,143,000
4 財産収入		360,000
	1 財産運用収入	360,000
5 繰入金		2,752,663,000
	1 一般会計繰入金	2,554,388,000
	2 基金繰入金	198,275,000
6 繰越金		58,054,000
	1 繰越金	58,054,000
7 諸収入		74,384,000
	1 延滞金及び過料	5,001,000
	2 雑入	68,883,000
	3 療養費等指定公費返還金	500,000
歳 入 合 計		37,018,903,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
7,803,392,063	6,759,987,659	269,073,593	774,330,811	117,808,659
7,803,392,063	6,759,987,659	269,073,593	774,330,811	117,808,659
31,200	31,200	0	0	△88,800
31,200	31,200	0	0	△88,800
26,491,505,707	26,491,505,707	0	0	△999,637,293
26,491,505,707	26,491,505,707	0	0	△999,637,293
25,819	25,819	0	0	△334,181
25,819	25,819	0	0	△334,181
2,500,017,030	2,500,017,030	0	0	△252,645,970
2,500,017,030	2,500,017,030	0	0	△54,370,970
0	0	0	0	△198,275,000
58,054,242	58,054,242	0	0	242
58,054,242	58,054,242	0	0	242
72,191,829	58,831,756	183,681	13,176,392	△15,552,244
9,459,349	9,459,349	0	0	4,458,349
62,732,480	49,372,407	183,681	13,176,392	△19,510,593
0	0	0	0	△500,000
36,925,217,890	35,868,453,413	269,257,274	787,507,203	△1,150,449,587

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		437,899,000
	1 総務管理費	354,309,000
	2 賦課徴収費	82,862,000
	3 運営協議会費	728,000
2 保険給付費		25,587,613,000
	1 給付諸費	25,587,613,000
3 事業費納付金		10,497,574,000
	1 医療給付費事業費納付金	7,257,000,000
	2 後期高齢者支援金事業費納付金	2,373,401,000
	3 介護納付金事業費納付金	867,173,000
4 共同事業拠出金		17,000
	1 共同事業拠出金	17,000
5 保健事業費		359,248,000
	1 特定健康診査等事業費	308,419,000
	2 保健事業費	50,829,000
6 基金積立金		360,000
	1 基金積立金	360,000
7 諸支出金		136,192,000
	1 還付及び還付加算金	135,692,000
	2 療養費等指定公費立替金	500,000
歳 出 合 計		37,018,903,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
392,757,504	0	45,141,496	45,141,496
314,689,560	0	39,619,440	39,619,440
77,580,109	0	5,281,891	5,281,891
487,835	0	240,165	240,165
24,550,137,077	0	1,037,475,923	1,037,475,923
24,550,137,077	0	1,037,475,923	1,037,475,923
10,462,789,353	0	34,784,647	34,784,647
7,227,050,921	0	29,949,079	29,949,079
2,369,645,268	0	3,755,732	3,755,732
866,093,164	0	1,079,836	1,079,836
579	0	16,421	16,421
579	0	16,421	16,421
289,717,186	0	69,530,814	69,530,814
254,866,140	0	53,552,860	53,552,860
34,851,046	0	15,977,954	15,977,954
25,819	0	334,181	334,181
25,819	0	334,181	334,181
117,846,240	0	18,345,760	18,345,760
117,846,240	0	17,845,760	17,845,760
0	0	500,000	500,000
35,813,273,758	0	1,205,629,242	1,205,629,242

歳入歳出差引残額 55,179,655円

令和 4 年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国庫支出金		47,564,000
	1 国庫交付金	47,564,000
2 保留地処分金収入		25,000,000
	1 保留地処分金収入	25,000,000
3 繰入金		937,800,000
	1 一般会計繰入金	937,800,000
4 繰越金		165,713,000
	1 繰越金	165,713,000
5 市債		144,200,000
	1 市債	144,200,000
歳 入 合 計		1,320,277,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
32,190,058	32,190,058	0	0	△15,373,942
32,190,058	32,190,058	0	0	△15,373,942
274,626,558	274,626,558	0	0	249,626,558
274,626,558	274,626,558	0	0	249,626,558
487,028,355	487,028,355	0	0	△450,771,645
487,028,355	487,028,355	0	0	△450,771,645
165,713,000	165,713,000	0	0	0
165,713,000	165,713,000	0	0	0
63,900,000	63,900,000	0	0	△80,300,000
63,900,000	63,900,000	0	0	△80,300,000
1,023,457,971	1,023,457,971	0	0	△296,819,029

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		249,457,000
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	249,457,000
2 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費		532,670,000
	1 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	532,670,000
3 公債費		538,150,000
	1 公債費	538,150,000
歳 出 合 計		1,320,277,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
121,382,548	9,285,000	118,789,452	128,074,452
121,382,548	9,285,000	118,789,452	128,074,452
314,544,269	67,284,000	150,841,731	218,125,731
314,544,269	67,284,000	150,841,731	218,125,731
535,842,154	0	2,307,846	2,307,846
535,842,154	0	2,307,846	2,307,846
971,768,971	76,569,000	271,939,029	348,508,029

歳入歳出差引残額 51,689,000円

令和4年度 介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 保険料		7,651,317,000
	1 介護保険料	7,651,317,000
2 国庫支出金		7,819,649,000
	1 国庫負担金	5,920,792,000
	2 国庫補助金	1,898,857,000
3 支払基金交付金		9,113,264,000
	1 支払基金交付金	9,113,264,000
4 県支出金		4,895,484,000
	1 県負担金	4,619,315,000
	2 県補助金	276,169,000
5 財産収入		6,200,000
	1 財産運用収入	6,200,000
6 繰入金		5,508,229,000
	1 一般会計繰入金	5,301,896,000
	2 基金繰入金	206,333,000
7 繰越金		399,193,000
	1 繰越金	399,193,000
8 諸収入		5,857,000
	1 延滞金加算金及び過料	0
	2 雑入	5,857,000
歳 入 合 計		35,399,193,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
7,830,352,600	7,680,545,900	43,550,900	106,255,800	29,228,900
7,830,352,600	7,680,545,900	43,550,900	106,255,800	29,228,900
8,171,593,671	8,171,593,671	0	0	351,944,671
6,089,273,786	6,089,273,786	0	0	168,481,786
2,082,319,885	2,082,319,885	0	0	183,462,885
8,912,982,000	8,912,982,000	0	0	△200,282,000
8,912,982,000	8,912,982,000	0	0	△200,282,000
4,824,522,423	4,824,522,423	0	0	△70,961,577
4,548,352,706	4,548,352,706	0	0	△70,962,294
276,169,717	276,169,717	0	0	717
59,704	59,704	0	0	△6,140,296
59,704	59,704	0	0	△6,140,296
5,112,758,926	5,112,758,926	0	0	△395,470,074
5,112,758,926	5,112,758,926	0	0	△189,137,074
0	0	0	0	△206,333,000
456,778,906	456,778,906	0	0	57,585,906
456,778,906	456,778,906	0	0	57,585,906
27,984,740	10,120,548	0	17,864,192	4,263,548
569,500	569,500	0	0	569,500
27,415,240	9,551,048	0	17,864,192	3,694,048
35,337,032,970	35,169,362,078	43,550,900	124,119,992	△229,830,922

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		653,388,000
	1 総務管理費	280,595,000
	2 賦課徴収費	25,365,000
	3 介護認定審査会費	347,428,000
2 保険給付費		32,431,100,000
	1 介護サービス等諸費	32,431,100,000
3 地域支援事業費		1,898,112,000
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,321,731,000
	2 包括的支援事業・任意事業費	576,381,000
4 基金積立金		6,200,000
	1 基金積立金	6,200,000
5 諸支出金		410,393,000
	1 償還金及び還付加算金	410,393,000
歳 出 合 計		35,399,193,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
587,173,444	0	66,214,556	66,214,556
272,850,969	0	7,744,031	7,744,031
21,692,669	0	3,672,331	3,672,331
292,629,806	0	54,798,194	54,798,194
31,617,040,529	0	814,059,471	814,059,471
31,617,040,529	0	814,059,471	814,059,471
1,673,505,665	0	224,606,335	224,606,335
1,129,688,564	0	192,042,436	192,042,436
543,817,101	0	32,563,899	32,563,899
59,704	0	6,140,296	6,140,296
59,704	0	6,140,296	6,140,296
407,361,115	0	3,031,885	3,031,885
407,361,115	0	3,031,885	3,031,885
34,285,140,457	0	1,114,052,543	1,114,052,543

歳入歳出差引残額 884,221,621円
うち基金繰入額 350,000,000円

令和 4 年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 繰入金		751,000
	1 一般会計繰入金	751,000
2 繰越金		14,741,000
	1 繰越金	14,741,000
3 諸収入		25,508,000
	1 貸付金元利収入	21,108,000
	2 雑入	4,400,000
歳 入 合 計		41,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
0	0	0	0	△751,000
0	0	0	0	△751,000
61,991,076	61,991,076	0	0	47,250,076
61,991,076	61,991,076	0	0	47,250,076
58,141,414	26,210,160	0	31,931,254	702,160
53,933,680	22,022,426	0	31,911,254	914,426
4,207,734	4,187,734	0	20,000	△212,266
120,132,490	88,201,236	0	31,931,254	47,201,236

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		36,846,000
	1 総務管理費	11,962,000
	2 貸付金	24,884,000
2 諸支出金		4,154,000
	1 繰出金	4,154,000
歳 出 合 計		41,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
9,493,373	0	27,352,627	27,352,627
7,171,373	0	4,790,627	4,790,627
2,322,000	0	22,562,000	22,562,000
4,153,985	0	15	15
4,153,985	0	15	15
13,647,358	0	27,352,642	27,352,642

歳入歳出差引残額 74,553,878円

令和4年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 後期高齢者医療保険料		6,338,934,000
	1 後期高齢者医療保険料	6,338,934,000
2 繰入金		1,256,169,000
	1 一般会計繰入金	1,256,169,000
3 繰越金		31,000,000
	1 繰越金	31,000,000
4 諸収入		243,897,000
	1 延滞金・加算金及び過料	856,000
	2 償還金及び還付加算金	8,660,000
	3 雑入	234,381,000
歳 入 合 計		7,870,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
6,064,733,953	6,028,589,201	5,979,900	30,164,852	△310,344,799
6,064,733,953	6,028,589,201	5,979,900	30,164,852	△310,344,799
1,211,561,373	1,211,561,373	0	0	△44,607,627
1,211,561,373	1,211,561,373	0	0	△44,607,627
18,426,865	18,426,865	0	0	△12,573,135
18,426,865	18,426,865	0	0	△12,573,135
202,340,547	202,340,547	0	0	△41,556,453
682,700	682,700	0	0	△173,300
6,567,209	6,567,209	0	0	△2,092,791
195,090,638	195,090,638	0	0	△39,290,362
7,497,062,738	7,460,917,986	5,979,900	30,164,852	△409,082,014

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		89,482,000
	1 総務管理費	70,012,000
	2 徴收費	19,470,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,564,979,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,564,979,000
3 保健事業費		215,539,000
	1 健康保持増進事業費	215,539,000
歳 出 合 計		7,870,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
81,487,635	0	7,994,365	7,994,365
67,685,573	0	2,326,427	2,326,427
13,802,062	0	5,667,938	5,667,938
7,180,690,102	0	384,288,898	384,288,898
7,180,690,102	0	384,288,898	384,288,898
177,865,749	0	37,673,251	37,673,251
177,865,749	0	37,673,251	37,673,251
7,440,043,486	0	429,956,514	429,956,514

歳入歳出差引残額 20,874,500円

1 令和4年度 奈良市 病院事業決算報告書

(1)収益的收入及び支出

区 分	収 入				予 算 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 関 係 する 財 源 充 当 額	合 計		
第1款 病院事業収益	2,501,407,000	21,123,000	0	2,522,530,000	1,822,854,041	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減
第1項 医業収益	58,625,000	0	0	58,625,000	58,625,000	0
第2項 医業外収益	2,292,749,000	3,100,000	0	2,295,849,000	1,639,472,972	△ 666,376,028
第3項 看護師養成事業収益	143,105,000	0	0	143,105,000	128,062,339	△ 15,042,661
第4項 特別利益	6,928,000	18,023,000	0	24,951,000	6,693,730	△ 18,257,270

支 出

区 分	支 出						備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 関 係 する 支 出 額	合 計	
第1款 病院事業費用	2,567,100,000	21,123,000	0	0	2,588,223,000	2,588,223,000	702,057,727
第1項 医業費用	2,417,943,000	3,100,000	0	523,000	2,421,566,000	2,421,566,000	667,921,954
第2項 医業外費用	413,000	0	0	91,000	504,000	504,000	680
第3項 看護師養成事業費用	143,210,000	0	0	△ 614,000	142,596,000	142,596,000	14,748,540
第4項 特別損失	4,034,000	18,023,000	0	0	22,057,000	22,057,000	17,886,553
第5項 予備費	1,500,000	0	0	0	1,500,000	1,500,000	1,500,000

※消費税の納入義務が免除されています。

(2)資本的収入及び支出

区 分	収 入						備 考	
	予 算		額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第28条の規定に よる繰越額に係る 財源充当額				繰 越 費 用 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額
第1款 資本的収入	円	184,400,000	0	円	184,400,000	円	円	△ 121,005
第1項 補 助 金	円	1,482,000	0	円	1,482,000	円	1,481,328	△ 672
第2項 負 担 金	円	182,918,000	0	円	182,918,000	円	182,797,667	△ 120,333

支 出

区 分	予 算	額				決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			備 考
		当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計		地方公営企業 法第26条によ る繰越額	繰越 額	合 計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第 1 款 資 本 的 支 出	184,400,000	0	0	0	円 184,400,000	円 184,278,995	0	0	円 121,005	
第 1 項 建設改良費	1,482,000	0	0	0	円 1,482,000	円 1,481,328	0	0	円 672	
第 2 項 企業償還金	182,918,000	0	0	0	円 182,918,000	円 182,797,667	0	0	円 120,333	

※消費税の納入義務が免除されています。

1 令和 4 年度 奈良市水道事業決算報告書

(1) 収益的收入予算及び収益的支出予算

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額に係る財源充当額	合 計		
第1款 水道事業収益	9,520,000,000	0	0	0	9,520,000,000	円 9,394,721,678 △ 125,278,322	（うち、仮受消費税及び地方消費税 698,800,387円）
第1項 営業収益	7,698,313,000	0	0	0	7,698,313,000	6,936,570	
第2項 営業外収益	1,821,672,000	0	0	0	1,821,672,000	1,689,269,311 △ 132,402,689	（ 〃 24,063,498円）
第3項 特別利益	15,000	0	0	0	15,000	187,797 （ 〃 14,009円）	

支 出

区 分	予 算					額		決 算 額	不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 算 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額				合 計
第1款 水道事業費用	9,144,000,000		円	円	円	9,144,000,000	円	8,471,044,826	円	672,955,174	(うち、仮払消費税及び地方消費税 354,513,278円)
第1項 営業費用	8,673,888,000	0	0			8,671,842,000	0	8,079,249,306	0	592,592,694	
第2項 営業外費用	452,638,000	0	0	△ 2,046,000	0	452,638,000	0	382,664,209	0	69,973,791	
第3項 特別損失	7,474,000	0	0	2,046,000	0	9,520,000	0	9,131,311	0	388,689	
第4項 予備費	10,000,000		円	0	0	10,000,000	0	0	0	10,000,000	

(2)資本的収入予算及び資本的支出予算

収 入

区 分	予 算 額				合 計	地方公営企業法第26条の定めによる繰越額に係る財源繰越額に充てる額	繰越額に充てる額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	小 計						
第1款 資本的収入	2,542,000,000	△ 69,410,000	2,472,590,000	2,472,590,000	0	560,628,000	0	1,472,359,488	△ 1,560,858,512	
第1項 企業債	1,784,900,000	0	1,784,900,000	1,784,900,000	0	523,000,000	0	922,800,000	△ 1,385,100,000	
第2項 固定資産売却代金	2,779,000	0	2,779,000	2,779,000	0	0	0	733,000	△ 2,046,000	
第3項 補助金	257,546,000	△ 69,410,000	188,136,000	188,136,000	0	0	0	99,914,000	△ 88,222,000	
第4項 負担金	217,465,000	0	217,465,000	217,465,000	0	37,628,000	0	170,885,288	△ 84,207,712	(うち、仮受消費税及び地方消費税 375,600円)
第5項 分担金	279,310,000	0	279,310,000	279,310,000	0	0	0	278,027,200	△ 1,282,800	(うち、仮受消費税及び地方消費税 25,275,200円)

支 出

区 分	予 算 額				合 計	地方公営企業法第26条の定めによる繰越額	地方公営企業法第26条の定めによる繰越額	決 算 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	繰上増減額	小 計	地方公営企業法第26条の定めによる繰越額	地方公営企業法第26条の定めによる繰越額			
第1款 資本的支出	5,037,000,000	△ 208,230,000	0	0	4,828,770,000	799,563,000	225,850,900	3,158,576,473	1,047,023,427	
第1項 建設改良費	3,857,968,000	△ 208,230,000	0	0	3,649,738,000	799,563,000	225,850,900	2,802,171,183	1,024,396,717	(うち、仮払消費税及び地方消費税 165,678,406円)
第2項 固定資産取得費	46,887,000	0	0	0	46,887,000	0	0	34,443,954	12,443,046	(うち、仮払消費税及び地方消費税 2,712,038円)
第3項 企業債償還金	1,122,145,000	0	0	0	1,122,145,000	0	0	1,121,961,336	183,654	
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	0	10,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,686,216,985円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142,739,642円、繰越工事資金4,288,100円、繰越工費資金1,000,000円及び過年度分損益勘定留保資金538,219,243円で補填した。

1 令和4年度 奈良市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額に 係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	8,698,000,000	0	0	8,698,000,000	8,607,910,331	△ 90,089,669	
第1項 営業収益	5,914,374,000	0	0	5,914,374,000	5,849,742,756	△ 64,631,244	(うち、仮受消費税及び地方 消費税 492,441,526円)
第2項 営業外収益	2,783,618,000	0	0	2,783,618,000	2,758,017,707	△ 25,600,293	(" 909円)
第3項 特別利益	8,000	0	0	8,000	149,868	141,868	(" 4,183円)

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	地方公営 企業法第26 条第2項の規定に よる繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	不 備 費 支 出 額	地方公営 企業法第24条第3項 の規定による支出額	地方公営 企業法第26条第2項 の規定による繰越額				
第1款 下水道事業費用	8,364,000,000	0	0	0	8,364,000,000	7,880,632,683	0	483,367,317	
第1項 営業費用	7,876,083,000	0	0	0	7,876,083,000	7,486,865,366	0	389,217,634	(うち、仮払消費税及び地方 消費税 297,706,728円)
第2項 営業外費用	479,029,000	0	0	0	479,029,000	390,289,004	0	88,739,996	
第3項 特別損失	3,888,000	0	0	0	3,888,000	3,478,313	0	409,687	(" 315,890円)
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

収 入

区 分	予 算 額				合 計	額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越繰越額に係る額に充てる財源充当額	地方公営企業法第26条の規定による繰越繰越額に係る額に充てる財源充当額	地方公営企業法第26条の規定による繰越繰越額に係る額に充てる財源充当額	地方公営企業法第26条の規定による繰越繰越額に係る額に充てる財源充当額			
第1款 資本的収入	2,569,000,000	0	2,569,000,000	499,352,000	0	3,068,352,000	2,393,181,340	△ 675,170,660		
第1項 企業債	1,750,000,000	0	1,750,000,000	312,000,000	0	2,062,000,000	1,556,500,000	△ 505,500,000		
第2項 社会計補助金	564,467,000	0	564,467,000	0	0	564,467,000	564,467,000	0	翌年度繰越額に係る財源充当額	
第3項 国庫補助金及び交付金	208,525,000	0	208,525,000	187,352,000	0	395,877,000	238,910,240	△ 156,966,760		23,000,000円
第4項 県補助金	5,053,000	0	5,053,000	0	0	5,053,000	5,053,000	0		
第5項 負担金等	40,955,000	0	40,955,000	0	0	40,955,000	28,251,100	△ 12,703,900		

支 出

区 分	予 算 額				合 計	額		決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越繰越額	地方公営企業法第26条の規定による繰越繰越額			
第1款 資本的支出	4,502,000,000	0	0	0	4,502,000,000	620,000,000	485,503,000	4,428,248,018	208,248,982	
第1項 建設改良費	1,073,753,000	0	0	△ 10,550,000	1,063,203,000	620,000,000	485,503,000	990,359,946	207,330,054	(うち、仮払消費税及び地方消費税 86,182,404円)
第2項 固定資産取得費	1,165,000	0	0	10,550,000	11,715,000	0	0	11,715,000	0	(うち、仮払消費税 86,182,404円)
第3項 企業債償還金	3,427,082,000	0	0	0	3,427,082,000	0	0	3,426,153,072	918,928	1,065,000円)

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額23,000,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額2,058,678円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,080,812円、繰越工事資金4,850,000円、過年度分損益勘定留保資金1,723,026,217円及び当年度分損益勘定留保資金285,109,649円で補填した。

(令和 5 年 9 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 431 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 5 年 9 月 29 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 5 年 2 月 8 日、同月 20 日及び同月 27 日

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 432 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 9 月 21 日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 433 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区

域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 9 月 25 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 5 年 9 月 29 日掲示済）

監

査

奈良市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 宮 池 明

同 内 藤 智 司

土木管理課

監査結果公表日 令和 2 年 3 月 30 日（奈良市監査委員告示第 3 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 11 日

[監査の結果]	[措置の内容]
(2) 道路占用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、収入未済額の繰越調定が行われておらず、滞納繰越金の全額納入後の 10 月に調定されていた。 このような状態では、収入未済額が正確に把握できないことから、前年度収入未済額の繰越調定は、奈良市会計規則第 21 条の規定に則り、適正に整理されたい。	(2) 令和 4 年度における道路占用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理について、奈良市会計規則第 21 条の規定に基づき、適正な時期及び額で調定処理を行いました。

土木管理課

監査結果公表日 令和 4 年 3 月 30 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 11 日

[監査の結果]	[措置の内容]
行政財産使用許可（無線基地局）の使用料の徴収について、算定において準用する奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）の別表に記載の金額ではなく、占用料徴収事務の取扱いについて（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号道路局路線課長通達）に記載された金額を徴収していた。 行政財産使用料の徴収は、行政財産使用料条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）の規定に基づき、適正に行われた。	行政財産使用料の算定に当たっては、「占用料徴収事務の取扱いについて」の通達は適用できないため、令和 4 年度分から、行政財産使用料条例の規定に基づいて算定するよう改めました。

送配水管理センター（水質管理室を含む。）

監査結果公表日 令和 4 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 14 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 14 日

[監査の結果]	[措置の内容]
「緑ヶ丘浄水場緩速ろ過池洗浄委託」及び「木津川水路開削委託」の関係書類を査閲したところ、いずれも予算額は 1,000 万円以上であるが、単価契約の方法により委託契約を締結するに当たり、予定価格の決定者を予算額ではなく 1 回当たりの単価の予定価格で判断し、課長職の所管所長が決定していた。 「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」第 3 条第 2 号に、1 件の見積金額が 1,000 万円以上の契約における予定価格の決定者は次長職以上と規定されており、単価契約の場合、1 件の見積金額を予算額に読み替えて運用されていることから、当該予定価格の決定者は次長職以上となる。 同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われた。	令和 5 年度における「緑ヶ丘浄水場緩速ろ過池洗浄委託」及び「木津川水路開削委託」の各委託について、いずれも予算額が 1,000 万円以上であったため、予定価格の決定者を次長としました。 今後も「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」に基づき、適正な契約事務を行います。

農政課

監査結果公表日 令和 4 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 22 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 15 日

[監査の結果]	[措置の内容]
職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 1 名の市外旅費について、支払が行われていなかった。 旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。	当該職員の市外旅費について、令和 5 年 2 月 22 日付けで支払を行いました。 また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。
切手類受払簿を査閲したところ、使用日、摘要、使用者欄等が空欄となっている使用記録が複数見受けられた。 所管課においては切手を使用する際、使用者が切手の払出枚数をメモに残し、受払簿の入力担当者がまとめてエクセルで入力していたが、入力後メモは廃棄されていたため、空欄となっている使用記録の内容を確	令和 5 年 2 月分から、切手受払簿の記録方法を手書きに変更し、切手等を使用する度に各自で記入するよう改めました。

認することができなかった。
切手類は現金等価物であるため、受払簿を切手使用の都度手書きで記入することにより使用記録を確実に残し、適正に管理するよう改められたい。

消防課

監査結果公表日 令和 5 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 7 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 15 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
契約金額が 20 万円以上 50 万円以下の施設修繕料 11 件について、全件請書を徴取していなかった。 請書は相手方が業務を受注したことを証明する重要な書類であり、契約金額が 20 万円以上のものについては徴取が必要である旨、平成 31 年 4 月に奈良市契約規則第 21 条第 2 項が改正されている。 請書の必要性について十分に理解の上、契約規則に基づき適正な契約事務を行われたい。	監査での指摘以降、契約金額が 20 万円以上 50 万円以下の施設修繕の契約について、全て請書を徴取しました。 今後も、契約事務を複数人による確認体制により執行することを徹底し、奈良市契約規則に基づき適正な事務処理に努めます。

斎苑管理課

監査結果公表日 令和元年 12 月 27 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 22 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
墓地使用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、前年度決算における収入未済額と本年度の調定額が一致していなかった。 これは、墓地使用料が財務会計システムとは別にエクセルファイルで管理されているが、その数値と財務会計システムの数値とが一致していなかったためであった。墓地使用料の事務は担当者が一人で担っており、担当者以外は内容を把握しておらず、チェック機能が働いていない状態であった。 所管課は、公金である使用料の事務を行っていることを十分に認識し、管理職を含めた複数の職員による確認を徹底するなど、チェック機能が働く体制を整えられたい。その上で、繰越の調定額は、前年度決算における収入未済額と必ず一致すべきであることから、適正な金額で調定を行われたい。	定期監査による指摘を受けて以降、墓地使用料の取扱いにつきましては、財務会計システムとエクセルファイルの突合（消込）作業を入金の都度、複数の職員により行うとともに、月一回程度の割合で、管理職による確認を行うよう手続を改めました。 これにより、令和 3 年度以降の滞納繰越調定額は、前年度決算における収入未済額と一致していることから、今後においても引き続き前述の手続を継続し、適正に処理してまいります。

文化振興課

監査結果公表日 令和 5 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 7 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 26 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
奈良市ならまちセンター、奈良市音声館、なら 100 年会館及び奈良市美術館の管理について、指定管理者を指定しているが、その旨の告示が行われていなかった。 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、指定管理者の指定について告示されたい。	奈良市ならまちセンター、奈良市音声館、なら 100 年会館及び奈良市美術館の指定管理者の指定について、令和 5 年 3 月 24 日付けで告示を行いました。 また、奈良市音声館における大和のわらべうた全集売払収入の徴収事務の委託について、令和 5 年 3 月 24 日付けで告示を行いました。

また、奈良市音声館における大和のわらべうた全集 売払収入について、指定管理者に徴収事務を委託して いるが、その旨の告示が行われていなかった。 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、徴収事務の委託について告 示されたい。	
予定価格 20 万円以上の施設修繕料の執行において、 見積書を 1 者からしか徴取していない事例が 2 件あつ た。 奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、2 者以上の見積り合わせに より、適正な契約事務を行われたい。	令和 5 年 4 月から予定価格 20 万円以上の施設修繕料 の執行については、見積書を 2 者以上から徴取し、見積 り合わせを実施した上で適正な契約事務を行うよう徹 底しています。

納税課

監査結果公表日 令和 5 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 27 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
市税において出納整理期間中に還付処理ができてい ない額について、同期間中に翌年度の歳入に振り替え る処理を行っていた。また、決算上の還付未済額につ いて、還付処理ができていない額に加え、還付処理を 行ったもののうち還付対象者が受け取っていない額も 含まれていた。 市税の収入済額の中には、過誤納による納税者への 還付が必要なものが含まれている。この還付が必要な ものについては、還付処理を行い収入済額から減額し、 出納整理期間中に還付処理ができていない額について は収入済額に含めることとされている。また、決算上 の還付未済額は、収入済額のうち還付処理ができてい ない額のみを表示することとされている。 還付未済額は、今後の決算においては正確な計数を つかんだ上で、収入済額に含められたい。	令和 4 年度の決算処理を行うに当たり、市税の決算上 の還付未済額は、収入済額のうち還付処理ができていな い額のみを表示するように改めました。その上で還付未 済額について、これまで翌年度の歳入への振替処理を行 っていましたが、収入済額に含めるように改めました。

国保年金課

監査結果公表日 令和元年 6 月 28 日（奈良市監査委員告示第 5 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 28 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
(1) 国民健康保険料の前年度収入未済分の繰越調定に おいて、監査基準日である平成 31 年 2 月末日現在 で調定が行われていなかった。 調定は金額が確定次第、速やかに行われたい。	(1) 令和 5 年度の滞納繰越事務において、金額が確定次 第、速やかに調定を行いました。

国保年金課

監査結果公表日 令和 5 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 28 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
国民健康保険料の滞納繰越事務において、当初調定 額が本来の計数と異なっていた。 これは、国民健康保険料の収入済額には過誤納に伴 う還付未済額が含まれていることから、滞納繰越額を	令和 5 年度の滞納繰越事務において、前年度収入未済 額に還付未済額を加算した額を算定し、併せて国民健康 保険料システムから出力された滞納繰越調定額と一致 していることを確認した上で調定を行いました。

算出する際に、前年度の収入未済額に還付未済額を加算する必要があったが、所管課では加算が行われていなかったことが原因であった。

滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、正確な額で調定を行われたい。

(令和 5 年 9 月 29 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 50 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 9 月 22 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
株式会社グローウィンオール	代表取締役 宮崎 泰任	大阪市港区磯路三丁目 24 番 11 号	令和 5 年 9 月 14 日

(令和 5 年 9 月 22 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 14 号

令和 5 年 9 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 26 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 5 年 9 月 28 日（木） 午前 10 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）令和 6 年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について
議事

議案第 25 号 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部改正について

議案第 26 号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 5 年 9 月 26 日揭示済)